

天台智顗における大乗戒の組織と止観

福 島 光 誠

一

『隋天台智者大師別伝』によると、天台大師智顗（五三

八—五九七）は十八歳のとき湘州果願寺法緒の下に投じて出家し、法緒より沙弥十戒を授けられて律儀の指導を受けていることや、ついで慧曠律師の下で修学しているが、^①慧曠は律と共に方等にも通じていたことが伝えられている。こ

にして強い関心を抱いていたことを『法華玄義』や『摩訶止観』に示しているが、その素地はすでに彼の青年時代に育成されていたと云わねばならない。

やがて智顗は二十三歳頃、大蘇山に慧思を訪ねて、ひたすら法華三昧の証悟に向つて精進することになる。この慧思との遭遇は彼の戒学思想上、甚大な影響を与えることになるのである。

南岳慧思（五一五—五七七）は律行堅固の人であり、止観を伝授され、「律行厳精にして義門該博なり」と謳われた学匠であったと考えられる。ただ智顗が法緒や慧曠の弟子として学んだ戒学は、いかなる思想内容のものであつたかは判明しないけれども、後になつて智顗が四分律をはじめ、大小乘諸経律に説かれる戒律思想について研究し、戒学に

戒律の持犯に関して大要つぎのように述べている。⁽⁴⁾

『法華經』安樂行品には菩薩が忍辱地に住すべきことにについて教えているが、菩薩の忍辱とは、ただ慈悲軟語をもつて衆生を引導するとは限らない。剛強の惡衆生に対してもは、これを調伏して大乗正法を獲得しなければならず、そのためにはたとえ破戒を行じても、積極的にこの惡衆生を折伏しなければならない。

慧思はこのように主張して、護法のためには小乘律儀戒を破っても、菩薩本来の目的を達成しなければならないと云うのである。ここに慧思の大膽な大乗主義的戒律觀が現われている。智顕は大蘇時代に、このように強烈な意志をもつて敢えて破戒を行ずる、という慧思の戒律思想を充分学んだに相違ない。したがつて智顕の戒律思想にも、小乗戒と大乗戒の矛盾をいかに解明するかに腐心しているあとが窺えるのである。

もとより智顕教学の中心は法華經による観心実相の探究にあり、止觀の実践と教相の理論を集大成して、雄大な構想の下に全仏教体系を完成せしめるところにある。けれども特に止觀思想について云えば、『次第禪門』や『摩訶止觀』の二十五方便の第一に「持戒清淨」をあげて、止觀との関係において戒学の組織を試みており、彼の実践体系の

中に戒学の占める位置は頗る重要なものであることを示しているのである。

『次第禪門』や『摩訶止觀』に見られる智顕の戒学体系は、種々の經論に基きつつも、とくに『智度論』の十種戒によって構成されている。それはこの十種戒が一切の戒律を包含するのみでなく、戒学の理念がこの中に看取されるからであった。一方『法華玄義』には、『涅槃經』聖行品の五戒や十戒についての精密な研究があり、結論的には『涅槃經』の大乘戒の思想と『大品般若經』や『智度論』の十戒とは「大同小異」であるとして、同格の価値を有するものとしている。⁽⁵⁾

以上のよう智顕は、『智度論』と『涅槃經』の戒学思想を仔細に研究することによって、やがて彼独自の大乘戒の体系化を完成してゆく。そして彼は更にその戒学が定学や慧学と不二一体であることを、理戒の学説において解明しようとしているので、それらの諸点を中心に天台戒学の一端を考察してみようと思う。

二

『次第禪門』は智顕が三十歳代のいわゆる金陵在住時代に講説したものであり、『摩訶止觀』は五十七歳のとき荆

州玉泉寺において講説したものである。そしてこの両書の中に、正修行のための前方便行として二十五方便が明らかにされ、その第一項目に「持戒清淨」をあげて解説している。ただこの両書において、ともに持戒の具体相やその本質について論じているけれども、その間に戒律思想上注目すべき相違や展開が見られるので、その点に留意しつつ、彼が組織した戒学体系の概要から述べてみたい。

智顥はまず持戒の相について、(一)不欠戒、(二)不破戒、(三)不穿戒、(四)不雜戒、(五)隨道戒、(六)無著戒、(七)智所讚戒、(八)自在戒、(九)隨定戒、(十)具足戒、の十種戒をとりあげている。⁽⁶⁾

この十種戒相は『大品般若經』次第学品、及び『智度論』卷二十二などに抛って組織した戒相であるが、智顥はこの十種戒相に凡夫から仏に至るまで一切の戒を攝し尽くすと云っている。

(一) 不欠戒……欠けた器は用を為さないよう、この戒を毀犯すれば仏弟子に非ず、比丘としての資格を失なう、いわゆる性戒のことであって、四重禁戒などをいふ。

(二) 不破戒……この戒を破れば、亀裂を生じた器のようになる戒相であって、十三僧残をいう。

(三) 不穿戒……この戒を犯せば、器に穴があいて水漏れ

するようになるという意味で、波逸提以下の諸篇をい

う。

したがって、以上の三種戒は五篇の律儀戒に相当する。

(四) 不雜戒（無瑕戒ともいう）……律儀戒を持しても心に破戒の事象を憶念するのを雜と名づけ、禪定不動の心をもって欲念を起さないのを不雜と名づける。たとえば不淫戒を嚴持しても、女人と談合すれば戒を犯すことになるという経説のごときがこれに当たり、観音の雜念を起さない定共戒をいう。

(五) 隨道戒……諦理に隨順する戒のことで道共戒をいう。四諦十六行相を行じて見惑を破り、初果に至る戒のことである。

(六) 無著戒……諦理を見て聖人位に入り、思惑に染まらず第三果に至る戒をいう。

(七) 智所讚戒……大乘菩薩独自の戒であって、諸仏に讚嘆せられる戒のことである。衆生を涅槃に至らしめるとする『梵網經』の十重四十八輕戒などが、この戒に相當する。

(八) 自在戒……いかなる破戒の縁に值遇しても染著せられずに自在であること、また衆生を利益するのに持戒の心に執着しないから自在であるという。

(九) 隨定戒……首楞嚴定に隨うという意味であつて、
 「滅定を起たずして而も諸威儀を現す」という經説の^⑧
 ごとく、禪定にありつゝ任運無作に十法界の像を示現
 して衆生を導利する戒のことをいう。

(十) 具足戒……律儀・禪定・智慧などのいかなる限定を
 も加えられない戒をいう。それは中道実相ながらに
 一切諸法に悟入することに外ならず、それによつて円
 满具足せる戒になるといふ。

智顥は以上のように十種の戒相を解釈して、その浅深次第を明らかにすると共に、これをもつて大小乗すべての戒を包含する総合的な戒学の体系であると考えたのである。

ただ十戒それぞれの解釈について、『次第禪門』と『摩訶止觀』との間にいくらか相違が見られることに注意しておかねばならない。(一)不欠戒乃至(六)無著戒は殆んど同じ解釈を施しているが、(七)智所讚戒以下の大乘独自の戒相については、止觀學説の場合と同様、両書の間に発展が見られる。

一方『摩訶止觀』になると、たとえば(七)～(十)を單に菩薩戒と規定するだけではない。即ち(一)～(四)を凡夫戒、(五)(六)を真諦戒、(七)(八)を俗諦戒、(九)(十)を中道第一義諦戒として十種戒を四段階に分けている。このうち凡夫戒は『次第禪門』と同じだが、二乘戒に相当する(五)(六)の二種戒を真諦戒と名づけて、單に小乗戒とみるのでなく大乗空理に基づく戒と

は一切の禪波羅蜜を世間禪（凡夫禪）、出世間禪（二乘禪）、^⑨出世間上上禪（菩薩禪）の三種に分類したのと対応するものである。

元來『次第禪門』は禪波羅蜜を世間・二乘・菩薩の諸禪について一貫した体系化をはかることを目指し、この中にあらゆる禪觀の浅深次第を明確にして漸次止觀体系を確立しようとするものであった。したがつてこの「持戒清淨」においても、『智度論』の十種戒を素材として一切の戒律を浅深高下の段階に分類して、戒波羅蜜を完成せしめんとしたのであり、それが禪波羅蜜の基礎として確立することを期したものと思われる。この点に関して智顥は、この十種戒は「初心より仏果に至る浅深について持戒を論ず」といい、行者の分齊・力量に応じて漸々に持戒清淨ならしめるべきで、「若し爾らざれば、諸禪定を生ずる能はず」と云つてゐるので明らかである。

即ち『次第禪門』においては、智所讚戒乃至具足戒のすべてにわたつて戒相不可得、罪不罪不可得という云わば空理に依つて、この諸戒の特色を明らかにしてゆく。そして十種戒全体を三段階に分け、(一)～(四)を世間戒、(五)(六)を出世間戒、(七)～(十)を出世間上上戒と名づけているが、この三分法

しての位置づけをはつきりと示している。更に『次第禪門』の菩薩戒を二分して(七)(八)を俗諦戒、(九)(十)を中道戒として、三諦にわたる戒相としているのは注意する必要がある。真諦戒は初果乃至三果の戒相を示しているが、これは單なる二乗戒ではなく、三乗共戒として大乗菩薩戒を構成する重要な役割りが与えられている。また二種の俗諦戒とは、利他行を本質とする鈍根菩薩の戒行として把握し、最後の二種中道戒は真俗二戒を雙遮雙照する大根性の菩薩戒であるという。このように『次第禪門』における菩薩戒を、『摩訶止觀』において二分していることは、十種戒をもつて円融実相の原理を明かそうとし、真俗中三諦という普遍的な観法に統合して、あらためて分類しなおしたものと見ることができるのである。

ところで、この十種戒相は、前述のように『智度論』に基いて設定せられた戒法であった。しかし『智度論』にはこの十種戒相の内容が明確にされていなかった。『大品般若經』次第行品には、六念のうち念戒を明かすところに聖戒、無欠戒、無隙戒、無瑕戒、無濁戒、無著戒、自在戒、智者所讚戒、具足戒、隨定戒の十種戒の名称が見られ、これらの諸戒はいずれも無所有性であることを念ぜよ、と教えるにとどまっているし、『智度論』にはこの經

文に対する解釈が施されていない。¹³⁾したがってこの十種戒の名が、律儀戒や定共戒などの具体的な戒相を示すのか、あるいは抽象的な戒の理念に基づく分類なのか、については定かでない。ただ『智度論』卷二十二には、清淨戒、不欠戒、不破戒、不穿戒、不雜戒、自在戒、不著戒、智者所讚戒の八種戒相を論じているところがある。それによると、不欠、不破の二戒が律儀戒に相当するけれども、不欠戒は四重禁戒以外の重戒であり、不破戒とは不欠戒以外の余罪を防止する戒となっている。したがって『次第禪門』や『摩訶止觀』の所説と、厳密には一致しないのである。またその他の諸戒については、智顕の解釈とかなりの距りが見られる。『智度論』においては、戒を有漏戒と無漏戒に分け、さらに有漏戒を律儀戒と定共戒に分けて合計三種の戒に分類する。このうち無漏戒は道共戒に相当すると考えられるけれども、清淨戒、不欠戒などの八種戒相はいずれも凡夫戒乃至小乘戒であって、最後の智者所讚戒にしても、仏・菩薩・辟支仏・声聞の所讚なりというように、必ずしも菩薩独自の戒とは考えられていないのである。¹⁴⁾

以上のように、智顕はこの十種戒相の名目をすべて『大品般若經』や『智度論』に基づいて設定しているにもかかわらず、その戒相の内容に関しては、これらの經論の所説

とは必ずしも一致していなことは明らかである。とりわけこれらの經論に、大乗戒としての特色がそれ程明確に見出されないところに問題が残る。この点についてはすでに宝地房証真が、智顕の撰述とされる『菩薩戒義疏』に見える「義をもつて此の十を推す。」⁽¹⁵⁾ という文を引用し、智顕が『智度論』⁽¹⁶⁾ をふまえつつも独自の解釈を試みていることを暗示しているのは、妥当な解釈であると考えられる。

三

然らば智顕が『智度論』所説の十種戒をもつて一切戒を撮すると云い、また『智度論』に見られない解釈を附加していった根拠はどこにあるのか。いま一の戒相についてその根拠を探ることはできないが、この十種戒相をもつて大乗の戒学体系を組織していくた根拠を明らかにするためには『法華玄義』の戒聖行に見られる智顕の戒律思想を検討する必要があろう。

『法華玄義』行妙段において、智顕は『涅槃經』の戒聖行に関して詳しく論じている。『涅槃經』聖行品によると、出家菩薩はまず禁戒を奉持し威儀の欠けるところがあつてはならない。たとえ小罪といえども犯罪を怖れ、護戒心を金剛のごとく堅固にすべきである。このようにして菩薩は四重禁乃至突吉羅など微小の諸律儀をも、差別なく厳格に護持することにより、(一)根本業清淨戒、(二)前後眷属余清淨戒、(三)非諸惡覓観寳清淨戒、(四)護持正念念清淨戒、(五)廻向阿耨多羅三藐三菩提戒の五種戒を具足することになるのである。

また戒には性重戒と息世譏嫌戒の二種戒があり、性重戒とは四重禁のことであるから云うまでもないが、とりわけ菩薩の息世譏嫌戒（遮制戒）についてはこれを嚴重に護持し、もし毀犯すれば性重戒と同等の重罪を受けねばならないことを知るべきである。

ついで菩薩は、以上の諸禁戒を受持して十二種の誓願を発し、いかなる困難をも克服して護戒に励むようになければならない。また菩薩はこの禁戒を護持して、悉く一切衆生に施与し、衆生に対しても禁戒、清淨戒、善戒、不欠戒、不析戒、大乘戒、不退戒、隨順戒、畢竟戒、具足成就波羅蜜戒の十種戒を得せめしんとの誓願を立てる。そして衆生にこれらの諸戒を得せしめれば、菩薩はじめて不動地に住するに至り、煩惱・陰・死・天の四魔も脅かすことのできないような仏菩薩の所行を完成することができる、といふのである。

大要以上のごとき『涅槃經』の戒聖行について、智顕は

とくに五種戒と十種戒の解釈を中心につぎのように論じてゐる。大乗菩薩戒は小乗戒といわれる律儀戒を根本とするものであつて、律儀戒を厳重に護持しなければならない。むしろこの小乗戒を基礎としてこそ、大乗戒の特質が明らかになるのである。即ち大乗無上道を行せんとする者は、最初に四弘誓願を立てる。四弘誓願は悲にわたる菩薩利他の誓願を意味するからである。そして捨家棄欲して出家の戒律である白四羯磨により、性重戒、息世譏嫌戒の両戒を等しく保持すべきである。この持戒を前提として始めて経説の五種戒を具足できるのである、といふ。『涅槃經』にはこの五戒の具体的な内容を明かしていないが、智顕はこれを「自行の五戒」と名づけ、つぎのように規定し解釈している。

根本業清淨戒……これは十善性戒であつて衆戒の根本である。

菩薩は無漏心をもつてこの十善戒を守るから清淨戒という。

前後眷属余清淨戒……前眷属とは性重戒の前方便としての偷蘭遮、後眷属とは十三僧残、提舍尼、突吉羅などを指す。また余とは律藏以外の諸經に説かれる律制、小乗戒と本質的に異なるところはないことになる。

たとえば『大方等陀羅尼經』の二十四戒などをいう。したがつて以上の二種は律儀戒であり、作法受得の戒であ

ると規定する。

非諸惡覺覺清淨戒……これは惡覺觀を減し、未來禪、根

本禪を發得するための因となる戒であつて、定共戒のことである。したがつて身口二業の律儀を持する上に惡念を生ぜしめないようにする戒であり、得法のときには発する戒である。

護持正念念清淨戒……これは四念處のこととて、正念とは

真理を觀じて憶念するという意味である。真諦を發得するには至らないが、燻などの相似の念により真道を發する道共戒のことである。

廻向具足無上道戒（廻向阿耨多羅三藐三菩提戒）……こ

れは菩薩が諸戒の中で四弘誓願、六波羅蜜を具足することにより、發願要心して菩提を廻向することである。

大乗戒と名づけられる。

以上のように、智顕は『涅槃經』の五種戒をそれぞれ(一)性重戒その他の律儀戒、(二)定共戒、(三)道共戒、(四)大乗戒として把握した。したがつて大乗独自の戒としての特色は第五戒のみであつて、その他の諸戒は律藏や『成実論』所説の制するものとして取りあげ、さらに經説の十種戒を「防護

衆生の十戒」と名づけて、一切衆生が護持し得るよう誓願を立てるといい、十種戒をつぎのように解釈する。

(一) この十種戒は本来「自行の五戒」より出生する。即ち、根本業清淨戒と前後眷属余清淨戒の二戒より、禁戒、

清淨戒、善戒を出生する。まず篇聚の律儀作法は禁戒であり、この禁戒により無作を発すれば清淨戒、善戒という。清淨戒とは止善、善戒とは行善であると分類される。

(二) 非諸惡観覺清淨戒より不欠戒を開出する。七聚の律儀戒を護持しても妄念を起せば欠漏を生ずるが、根本

禪を發得すれば律儀の欠けるところがないから、この定共戒を不欠戒という。

(三) 護持正念念清淨戒より不析戒を出だす。色を滅して空に入るという道共戒は小乗析法の道共戒であるが、いまは体法入空の大乗の道共戒であるからこれを不析戒という。また道法の真理を内に体得しておれば、戒品堅固であつて破折されないので不析戒とする意味もある。

(四) 延向具足無上道戒より大乘戒、不退戒、隨順戒、畢竟戒、具足波羅蜜戒を出生する。小乗では自行の性重戒は嚴重であつても、菩薩化他の息世譏嫌戒には寛容

である。しかし菩薩は両戒とも嚴重を要するので大乗戒と名づけられる。つぎに菩薩は非道を行ざるような善巧方便をもつて淫舍や酒家に入り、衆生を度脱して而も自ら禁戒を失なわないのでこれを不退戒と名づける。また衆生の機宜にしたがい且つ道理にしたがうから隨道戒と名づける。以上の三種戒は専ら衆生を防護する菩薩化他の戒とするところに特色がある。最後に畢竟戒と具足波羅蜜戒とは、前者は縦に無上の法を究竟し、後者は横に一切法を具備して円満なることをいうのである。

以上のように智顕は自行五戒と化他十戒の関係を明らかにし、これによつて『涅槃經』所説の戒聖行を大小乗に共通する律儀戒から、菩薩のみの大乗戒に至る一切の戒を攝し尽くすと考えたのである。さらにこの十戒は浅深次第に組織された次第行であるとして、つぎのようにその優劣を判別している。

まず禁戒、清淨戒、善戒の律儀戒は三藏教に相当し、不欠戒は定共戒であつて根本禪を發する事戒であるから、これも三藏教にあたる。つぎに不析戒は体法の道共戒であるから通教である。大乘戒、不退戒は出仮菩薩の戒であつて別教に攝められ、兼ねて通教の出仮菩薩にも相當する。随

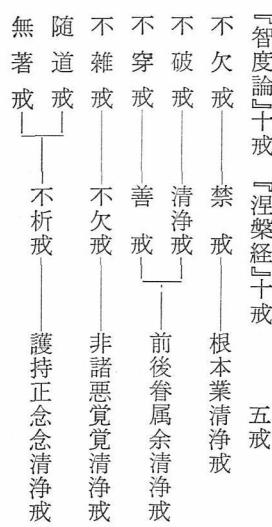
順戒は道法を捨てずして凡夫の事を示現する戒であり、畢竟戒はただ仏のみが具足する淨戒であり、具足波羅蜜戒は戒即法界の理念を実現し、一切の仏法、衆生法を具足して持戒波羅蜜を完成するのであって、この三種戒はまさしく円教の戒であるとする。このように智顕は『涅槃經』所説の戒聖行をもつて次第行なりと規定し、この次第行を完成し一切の戒を具備することにより、不動地即ち初地に至ると考えたのである。

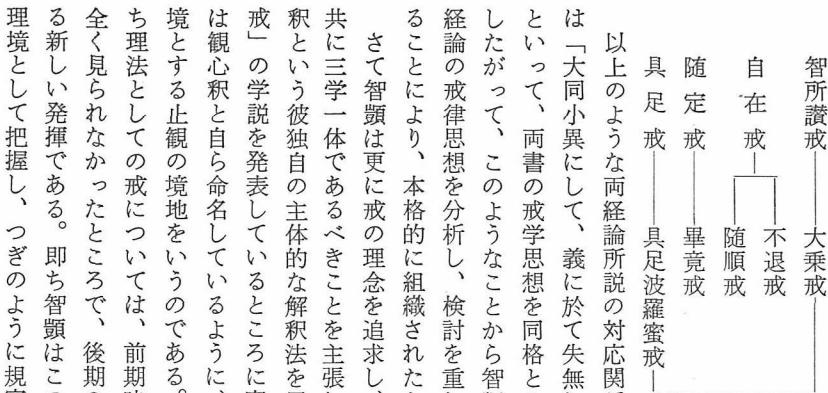
以上要するに智顕は『涅槃經』の戒聖行において、諸戒の具体相の中から大乗戒の特質を見出していったということができるのである。勿論大乗戒は『涅槃經』にのみ説かれているのではない。『法華經』や『維摩經』、『勝鬘經』、『瓔珞經』、『梵網經』などの中に、充分大乗戒の精神を汲み取ることはできるのであるが、小乗律儀戒を根本として大乗独自の戒律の体系を最も具体的に説き明かしたのが『涅槃經』であると考えたに相違ない。戒律は本来、現実的な教団体制維持の課題を解決すべく制定せられたものであり、教団内の比丘達の具体的な活動そのものに關わる実践の規範である。しかも智顕は『涅槃經』所説の戒学を、円教を解明する手段として高く評価し、『涅槃經』における現実的具体的な持戒、犯戒の種々相を基礎とする大乗独自

の戒学に、重要な意義を見出したものと考えられるのである。

四

かくして智顕は、菩薩の化他行に相当する大乗戒を主と対応する関係を明かしているが、ここに多少の混乱が見られる。しかし『摩訶止觀』と『法華玄義』の解説を注意深く検討すれば、ほぼその対応関係が明らかになる。そこで湛然の指示を参照して『智度論』の十戒と『涅槃經』の十戒・五戒の関係を図示すれば、つぎのようになるであろう。





以上のような両經論所説の対応関係を明してのち、智顕は「大同小異にして、義に於て失無し」「義勢略ほ同じ」といって、両書の戒学思想を同格とみなしているのである。したがつて、このことから智顕の大乗戒は、この両經論の戒律思想を分析し、検討を重ねて戒の本質を把握することにより、本格的に組織されたと云うことができよう。さて智顕は更に戒の理念を追求し、戒学は定学や慧学と共に三學一体であるべきことを主張している。それは観心釈という彼独自の主体的な解釈法を用いて、いわゆる「理戒」の学説を発表しているところに窺えるのである。これは観心釈と自ら命名しているように、己心の上に戒律を対境とする止觀の境地をいうのである。そしてこの理戒、即ち理法としての戒については、前期時代の『次第禪門』に全く見られなかったところで、後期の『摩訶止觀』における新しい発揮である。即ち智顕はこの理戒を空仮中三觀の理境として把握し、つぎのように規定している。

(一) 観因縁所生心……これは不欠、不破、不穿、不雜の四戒にわたる理法をいう。即ち現前一念の心を觀察するに、その因縁所生の心が惡縁より起る心であれば不欠乃至不雜の諸戒を犯破する。そこで善順の心をもつて惡心を防止すればよくこの諸戒を成就せしめることになる。惡心を防止すれば身口二業の惡行を防止するからである。このように行人自らの心を惡より善へ転換させることができ、この四種事戒を護持する根本であり本質であるから理戒と名づけられる。又この理戒について惡を防止するのは止であり、善に隨順するのは觀であるといい、この止觀によって四種戒は護持されるのである。

(二) 観因縁所生心即空……これは隨道、無著の兩戒をいう。善惡の両心を觀察するに、善惡の法有りと見るも無しと見るも、あるいは亦有亦無、非有非無と見るもいづれも著心と名づけられる。そして畢竟善惡種々の心は空寂であり不可得であると觀察することが、この兩戒の本質である。かくして有無の六十二見を防止するのを隨道戒と名づけ、歷緣對境觀を用いて一切の色心悉く空寂であると觀察するのを無著戒と名づける。したがつて見思二惑を防止し真諦に善順する止觀がこ

(一) 観因縁所生心……これは不欠、不破、不穿、不雜の四戒にわたる理法をいう。即ち現前一念の心を觀察するに、その因縁所生の心が惡縁より起る心であれば不欠乃至不雜の諸戒を犯破する。そこで善順の心をもつて惡心を防止すればよくこの諸戒を成就せしめることになる。惡心を防止すれば身口二業の惡行を防止するからである。このように行人自らの心を惡より善へ転換させることができ、この四種事戒を護持する根本であり本質であるから理戒と名づけられる。又この理戒について惡を防止するのは止であり、善に隨順するのは觀であるといい、この止觀によって四種戒は護持されるのである。

(二) 観因縁所生心即空……これは隨道、無著の兩戒をいう。善惡の両心を觀察するに、善惡の法有りと見るも無しと見るも、あるいは亦有亦無、非有非無と見るもいづれも著心と名づけられる。そして畢竟善惡種々の心は空寂であり不可得であると觀察することが、この兩戒の本質である。かくして有無の六十二見を防止するのを隨道戒と名づけ、歷緣對境觀を用いて一切の色心悉く空寂であると觀察するのを無著戒と名づける。したがつて見思二惑を防止し真諦に善順する止觀がこ

の両戒を護持することになるのである。

(三) 観因縁所生心即仮……これは智所讀戒、自在戒の二戒をいう。心・法ともに空なりと知るけれども、方便出仮觀を用いて無所有の中に心を立て法を立てる。そして種々の心數法を抜出して衆生を導利するので智所讀戒と名づける。また無量の心や法を分別するけれども、但だ仮名のみ有りと観察して愛著を生じないので自在戒と名づける。このように無知無明を防止し俗諦の理に善順する即仮觀がこの両戒を護持するという。

(四) 観因縁所生心即中……これは隨定戒、具足戒をいう。一念心を觀察すれば、心はもとより空・仮に非ず畢竟寂靜であつて、これを心性と名づける。このように現前の一念心即ち心性なりと觀察することを首楞嚴定といい、この禪定に入つたままで空仮二諦を雙照し、諸威儀を示現するので隨定戒と名づけられ、この首楞嚴定に隨順すれば、一切の戒を具足するから具足戒と名づけられる。このように二辺無明の諸惡を防止し、中道一実の理に善順する中道觀が、隨定・具足の二戒を護持することになるのである。

以上のように、智顕はとくに觀心釈を依用して、十種戒の本質を即空即仮即中という円融実相の理法そのものである。

ると解釈した。湛然も指摘しているように、この十種戒のうち、律儀戒と定共戒の前四種戒は具体的個別的な戒相(これを事戒という)を示しており、後の六種戒は、戒相といつても普遍的な理法としての要素をもっている。そこでこの理戒を説くにあたっては、前四戒の相貌を現前の具体的な觀境として把握し、これら諸戒相の持犯、善惡の本質としての理法を、後の六種戒によつて空仮中三諦として解明されるということになるのである。^④

かくして理戒の探究によって、十種戒は円融三諦の原理を具現することにほかならないことが明らかになつた。したがつて二乘戒、鈍根菩薩戒、利根菩薩戒という段階的な優劣の批判は、究極的には開会せられて同時同格でなければならず、『次第禪門』に見られる十種戒相の階差も『摩訶止觀』の理戒の組織に至つて一戒一切戒という、個別即普遍の思想へと昇華する。そして三帰・五戒・二百五十戒など一切の諸戒は悉く摩訶衍であり妙戒ならざる戒ではなく、いわゆる絶待妙戒として開顯せられるという。^⑤ここに一の事戒がそのまま絶待の理戒として開会せられるという法華經の精神が脈うつっていると云うべきであろう。

一方、この理戒の学説は戒と止觀との密接な関係を示している。『摩訶止觀』においては、止觀の構成において形

式的には戒学を止観の前方便なりと規定しているが、戒学を単に止観という定慧二学に従属せしめるのなく、三学一体こそが智顕の目指す大乗の実践体系であった。したがつて戒の本質である理戒を明らかにすることは、止観探究のための必然的課題であつたのである。またそうであるからこそ「當に知るべし。中道の妙觀は戒の正体なり。上品清淨にして究竟の持戒なり。」^②と讃嘆し、止観と戒律の間に寸分の間隙をも認めないと、不思議な三学の調和を保つ境内に立って、戒学を組織したのである。

註

- ① 隋天台智者大師別伝、大正五〇・一九一c
- ② 繼高僧伝卷十、大正五〇・五〇三b
- ③ 立誓願文、大正四六・七八七b
- ④ 法華經安樂行義、大正四六・七〇一c
- ⑤ 法華玄義卷三下、大正三三・七一七c
- ⑥ 摩訶止観卷四上、大正四六・三六c以下
- ⑦ 南本涅槃經卷二十九、大正一二・七九四c

⑧ 維摩經弟子品、大正一四・五三九c
 ⑨ 次第禪門卷一上、大正四六・四七九a
 ⑩ 次第禪門卷二、大正四六・四八五a
 ⑪ 同右

⑫ 大品般若經卷二十三、大正八・三八六a
 ⑬ 智度論卷八十七、大正二五・六六七c
 ⑭ 智度論卷二十二、大正二五・二二五c以下

⑮ 菩薩戒義疏卷上、大正四〇・五六三c
 ⑯ 摩訶止観輔行私記卷四、一九左

⑰ 法華玄義卷三下、大正三三・六七三c以下
 ⑱ 南本涅槃經卷十一、大正一二・六七三c以下

⑲ 法華玄義釈籤卷八、大正三三・八七三a
 ⑳ 法華玄義釈籤卷八、大正三三・八七三a

㉑ 両經論所説の十戒の関係について、証真は法華玄義に三悞あり、釈籤に入悞ありと指摘し、仔細にこれら諸戒の内容を検討している。(法華玄義釈籤私記第四本、八左)

㉒ 摩訶止観輔行卷四之一、大正四六・二五五b
 ㉓ 法華玄義卷三下、大正三三・七一八a
 ㉔ 摩訶止観卷四上、大正四六・三七b

(本学教授 仏教学)